

**徳島環状線「末広・住吉高架橋（仮称）」高架下  
利用要項**

**令和7年4月**

**徳島県県土整備部高規格道路課**

## 目 次

|                      |   |
|----------------------|---|
| 1. 利用要領について          | 1 |
| 2. 利用可能区画一覧          | 1 |
| 3. 利用資格要件            | 1 |
| 4. 利用条件              | 2 |
| (1) 利用用途             | 2 |
| (2) 禁止行為等            | 2 |
| (3) 交通安全対策           | 2 |
| (4) 留意事項             | 3 |
| (5) 利用料（道路占用料）の支払い方法 | 3 |
| (6) 利用（道路占用）期間       | 3 |
| (7) 利用許可（道路占用権）の譲渡等  | 3 |
| (8) 法令等の遵守           | 3 |
| (9) 許可の取り消し          | 3 |
| (10) 免責事項            | 4 |
| 5. 手続き及びスケジュール       | 4 |
| (1) 利用までの流れ          | 4 |
| (2) 申込書類             | 4 |
| (3) 申込書の変更・辞退        | 5 |
| 6. 問い合わせ先            | 5 |

別紙1 高架下活用計画（県のホームページをご確認ください。）

別紙2 高架下利用申込書

別紙3－1 高架下チェックリスト1

別紙3－2 高架下チェックリスト2

別紙4 誓約書

別紙5 図面

別紙6 辞退届

## 徳島環状線「末広・住吉高架橋（仮称）」高架下利用要項

### 1. 利用要項について

徳島県では、整備が進む徳島環状線「末広・住吉高架橋（仮称）」について、まちづくりやにぎわい創出等の観点から、高架下空間の有効活用に取り組んでいます。

この利用要項は、令和5年10月に策定した「徳島環状線「末広・住吉高架橋（仮称）」高架下活用計画（第1期区間）（以下「高架下活用計画」という。）」に基づき、高架下空間を利用する際に必要となる手続き等について定めるものです。

### 2. 利用可能区画一覧

| 区画番号 | 所在地       | 用途 | 面積（㎡） | 利用料<br>（1日の占用料） |
|------|-----------|----|-------|-----------------|
| 1    | 徳島市城東町2丁目 | 広場 | 576   | 3,088円          |
| 2    | 徳島市城東町2丁目 | 広場 | 404   | 2,165円          |
| 3    | 徳島市城東町2丁目 | 広場 | 362   | 1,940円          |
| 4    | 徳島市城東町2丁目 | 広場 | 323   | 1,731円          |
| 5    | 徳島市城東町2丁目 | 広場 | 313   | 1,677円          |
| 6    | 徳島市城東町2丁目 | 広場 | 344   | 1,844円          |
| 7    | 徳島市城東町2丁目 | 広場 | 423   | 2,268円          |

- ・利用料（税込み）は、令和7年4月現在のものです。
- ・位置図は、高架下活用計画（別紙1）をご覧ください。
- ・現地を確認のうえ、利用を申し込んでください。

### 3. 利用資格要件

次の要件・適格条件をすべて満たす法人又は団体・組織等が利用することができます。

ア 本要項に定める条件を理解し、高架下活用計画に基づき利用する区画を適正に管理し、提案内容を責任をもって実現できると認められる法人や組織等であること。

イ 利用者（提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。）が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

（ア）利用（道路占用）の手続きを履行する能力を有しない者

（イ）利用料を納める能力を有しない者

（ウ）道路法第71条第1項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていない者

（エ）道路法第73条第1項の規定に基づく督促状により督促をしている者

（オ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

（カ）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的

- をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (キ) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を給与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- (ケ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (コ) 高架下を利用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不適當である者

#### 4. 利用条件

##### (1) 利用用途

- ア 利用用途は「広場」とします。
- イ 利用内容は、特定多数又は不特定多数の利便を向上させるものとします。
- ウ 単に駐車場としてのみの利用(道路占用)はできません(広場として利用する上で、利用者らの駐車区画を設けることは可能です)。
- エ 周辺に利用内容と同種の施設があり、民業圧迫になると認められる場合には、利用(道路占用)を認めません。

##### (2) 禁止行為等

- ア 土地の改変や工作物等の設置
- イ 橋脚やフェンス等の道路構造物に損傷を与える行為等
- ウ 易燃性又は爆発性物件、その他危険と認められるものを使用する行為等
- エ 球技など物品がフェンスを越えるおそれがある行為等
- オ 騒音(スケートボードや阿波おどりの鳴り物等)や悪臭など、周辺に悪影響を与えるおそれがある行為等
- カ 風俗営業、政治活動又は宗教活動等に該当する行為等
- キ 「高架下利用申込書(以下「申込書」という。)」の記載内容と異なる行為等
- ク 区画外での道路占用行為(道路側のフェンス側面への看板等掲示を含む)
- ケ 各種法令等に適合しない行為等
- コ 公序良俗に反し、社会通念上不適當である行為等
- サ その他公共用地の利用としてふさわしくない行為等

##### (3) 交通安全対策等

- ・高架下は交通量の多い側道に面していることから、出入口等の安全確保や沿線道路の通行に支障を来さないための安全対策を講じてください。
- ・集客イベントを実施する際は、路上駐車や周辺店舗とのトラブルが生じないように、駐車場を確保するなどの対策を講じてください。
- ・交通安全対策について、提出された申込書を基に、県が交通管理者と事前協議を行いますので、交通管理者の指示に従って適切に対応してください。
- ・利用する前に、目視点検により高架下の安全確認等を行ってください。  
点検の結果、道路構造物の異常や不法投棄、落書きなどが見られた場合は、東部県土整備局<徳島庁舎>に連絡してください。

#### (4) 留意事項

- ・高架下の利用は、道路法に基づく「道路占用」として行います。
- ・道路構造物等に損傷等を与えたときは、東部県土整備局＜徳島庁舎＞へ報告し、利用者の責任において指示のとおり原形復旧してください。
- ・高架下の利用に起因して第三者に損害を与え又は第三者と紛争が生じたときは、利用者の責任において、損害を賠償し又は紛争を解決してください。
- ・災害対応等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、利用者は高架下の利用を中止してください。この場合、撤去等に必要な費用は、利用者の負担とします。
- ・利用の手続きに関する一切の費用は、利用者の負担とします。
- ・高架下の利用によって生じる必要な関係法令等の手続きは、利用者が行ってください。
- ・水道栓、電気の引込線、トイレはありません。
- ・飲食物の提供を行う場合は、保健所に確認して必要な手続きを行ってください。
- ・対象火気器具等（ガスコンロ、自家発電機、電気コンロ等）を使用する場合は、徳島市東消防署に確認して必要な手続き（露店等の開設届出書の届け出等）を行ってください。

#### (5) 利用料（道路占用料）の支払い方法

- ・利用料は、道路法施行条例に基づき、道路占用料として徴収します。
- ・利用料は、許可証を交付した後、納付書を送付するので、期日までにお支払いください。
- ・既納の利用料は、原則として還付しません。

#### (6) 利用（道路占用）期間

- ・利用期間は、連続する1日以上1か月以内とします。  
例えば、毎週末毎に利用する場合、各週末毎に利用手続きを行ってください。
- ・利用時間（設営・撤去時間を含む）は、午前9時から午後5時までとします。ただし、冬期等は、日没までとします。

#### (7) 利用許可（道路占用権）の譲渡等

- ・利用許可の譲渡については、原則一般継承の場合のみ認められます。
- ・利用者は、高架下を他の者に転貸し、又は担保に供することはできません。

#### (8) 法令等の遵守

- ・道路法（昭和27年法律第180号）、道路法施行令（昭和27年政令第479号）、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）、道路法施行条例（平成12年徳島県条例第51号）、道路法施行細則（昭和29年徳島県規則第18号）、その他関連法令、高架下活用計画及び当該利用要項を遵守するとともに、道路管理者の指示に従って利用してください。

#### (9) 許可の取り消し

- ・高架下の利用について、「申込書」及び「道路占用許可申請」の内容と異なる利用や許可条件に違反するなどの場合は、許可を取り消すことがあります。
- ・許可を取り消された場合には、利用者の責任において県の指示する期日までに原状回復処置を実施してください。

#### (10) 免責事項

- ・徳島県は、高架下の利用に起因して利用者に発生したトラブル、損失、損害等に対して、一切の責任を負いません。

### 5. 手続き及びスケジュール

#### (1) 利用までの流れ

##### ① 申込書の作成

##### ② 利用（道路占用許可）申請

- ・利用予定日の1か月前までに、徳島県道路占用管理システム（以下「占用管理システム」という。）を利用して、「道路占用許可申請」を行ってください。
- ・その際、「申込書」を添付してください。
- ・区画1から7の範囲において、同日に異なる利用者が利用することはできません。
- ・占用管理システムを利用できない場合は、高規格道路課にご連絡ください。

##### ③ 申込書の審査

- ・高規格道路課において、申込書の審査や警察協議を行います。

##### ④ 審査結果の通知

- ・申込者に対して、審査結果をメールで通知します。
- ・審査過程、結果に関する問い合わせには一切応じません。
- ・この時点では「利用予定者」であり、利用許可が得られたわけではありません。

##### ⑤ 道路占用許可申請の審査

- ・東部県土整備局＜徳島庁舎＞において、「道路占用許可申請」の審査を行います。

##### ⑥ 許可証の交付

- ・利用予定者に対して、許可証が交付されたことをメールで通知します。
- ・占用管理システムから「占用許可証」をダウンロードしてください。
- ・紙媒体による許可証の交付は行いません。

##### ⑦ 高架下の利用

- ・許可証の交付日から利用予定日までに、東部県土整備局＜徳島庁舎＞道路管理担当から、フェンス出入口の鍵を借りてください。
- ・鍵は、利用後に速やかに返却してください。
- ・利用当日は、現場に申込書を備え付けてください。

#### (2) 申込書類

##### ア 必要書類（各1通）

- ・道路占用許可申請書（占用管理システム）
- ・高架下利用申込書（別紙2）
- ・高架下利用申込チェックリスト1（別紙3-1）
- ・高架下利用申込チェックリスト2（別紙3-2）
- ・誓約書（別紙4）
- ・図面（別紙5）
- ・その他、必要と判断した書類を追加で提出していただく場合があります。

## イ 留意事項

- ・ 申込書は、返却しません。
- ・ 占用管理システムから 1 回の申請で複数の申込書を提出することはできません。
- ・ 提出された書類に虚偽の記載がある場合は、申込みを無効とします。
- ・ 申込書に関して不明な点がある場合は、申込者に対しての聞き取り等を行う場合があります。

## (3) 申込書の変更・辞退

- ・ 申込書に変更が生じるおそれがある場合は、直ちに高規格道路課に連絡してください。
- ・ 高架下の利用を辞退する場合は、高規格道路課に連絡するとともに、徳島県知事宛て辞退届（別紙 6）を提出し、占用管理システムからを取り消しを行ってください。

## 6. 問い合わせ先

### <高架下活用提案申込書一式・審査及び徳島県道路占用管理システムについて>

担当部署：徳島県県土整備部高規格道路課 企画・管理担当  
所在地：〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
連絡先：電話 088-621-2547  
Eメール [koukikakudouroka@pref.tokushima.lg.jp](mailto:koukikakudouroka@pref.tokushima.lg.jp)

### <道路占用許可申請・審査について>

担当部署：徳島県東部県土整備局<徳島庁舎> 道路管理担当  
所在地：〒770-0865 徳島県徳島市南末広町6丁目36  
連絡先：電話 088-653-8817